

救急搬送時に手話通訳者を派遣します!

令和7年1月1日(水)から救急搬送時手話通訳者派遣事業を開始します。

119番通報時に「手話通訳者が必要」と伝えることで、時間帯にかかわらず手話通訳者を救急搬送先の市内12箇所の病院へ派遣することができます。

1 事業内容

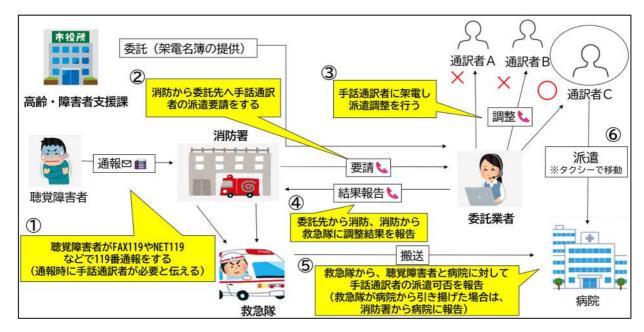
聴覚障害等があり、声や文字での意思疎通が困難で手話ができる人が救急搬送された場合又は 救急搬送に付き添いした場合に、市が委託している事業者が、消防署からの要請に基づき手話通 訳者の派遣調整を行い、救急搬送先の病院へ手話通訳者を派遣するものです。

※派遣調整がつかない場合など、手話通訳者を派遣できないこともあります。

2 通報(派遣要請)手段

NET119、FAX119又はメール119 ※電話(音声)による119番通報では派遣要請できません。

3 通報から派遣までの流れ



4 相模原市ホームページの案内

事業の詳細は市ホームページを御確認ください。(令和7年1月1日公開予定)

URL: https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/1016082/1031960. https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/1016082/1031960.

問合せ先

高齢・障害者支援課

電話:042-769-8355